

令和6年度 佐野市若者等移住定住促進奨励金チェックリスト

若者等移住定住促進奨励金とは、世帯員全員が市外から転入し、「住宅等を取得した方」または「3世代同居（いわゆるUターン）した方」に、10万円を交付する制度です。

※単身世帯の方、及び、市内転居のみの場合は対象外となります。

※賃貸物件は対象外となります。

1. 対象者

下記の（1）～（6）のすべてに該当する

- （1）平成31年4月1日から令和6年12月31日までに市外から転入してから3年以内で、下記①～④のいずれかに該当する
 - ①世帯員の本人または配偶者のいずれかが40歳以下
 - ②パートナーシップの関係にある2人のいずれかが40歳以下
 - ③18歳未満の子がいる世帯の父または母が40歳以下
 - ④佐野らーめん移住プロジェクトの参加者 ※単身世帯可
- （2）市外から転入（世帯員全てが、転入前日まで1年以上市外に居住）
- （3）3年以上居住する
- （4）世帯員全員に市税等の滞納がない
- （5）世帯員全員が暴力団関係者でない
- （6）世帯員全員がこの奨励金または移住支援金の交付を受けていない

2. 対象住宅（賃貸を除く）

平成31年1月1日以降に契約された下記のいずれかに該当する

- 新築住宅
- 建売住宅
- 中古住宅
- 分譲マンション

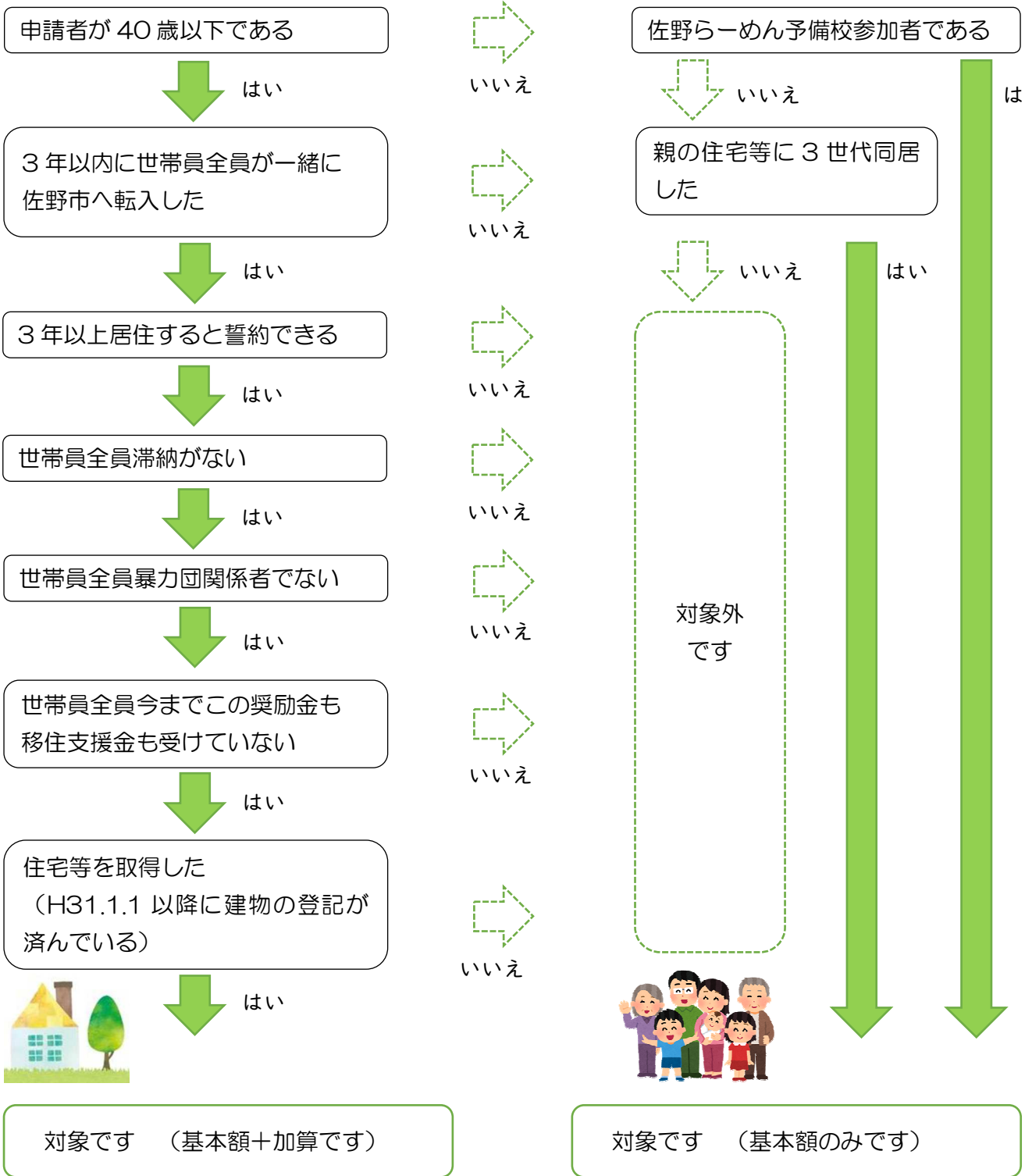
※贈与や相続、遺贈は対象外です。共有名義やその他の場合にはご相談ください。

3. 加算の要件

住宅等を取得した場合に加算の対象となるのは、それぞれの要件に該当する

- 子育て世帯加算(5万円) 18歳未満の子を扶養している（胎児を含む。）
- 3世代同居加算(5万円) 3年以上在住の親と18歳未満の扶養している子と同居している
- 就労加算(5万円) 就労している（市外の事業所でも構いません。）
- 佐藤姓加算(5万円) 佐藤姓かつ佐藤の会プレミアム個人会員である
- 居住誘導区域加算(10万円) 居住誘導区域内にある





※転入後3年以内で令和7年3月31日までに申請してください。

若者等移住定住促進奨励金に関するお問合せ先

佐野市総合戦略推進室

栃木県佐野市高砂町1番地 (4階)
電話番号 0283-20-3012
E-mail ijuteiju@city.sano.lg.jp